

別 紙

EU向けに輸出される観賞魚用飼料に関する証明書の発行について

第1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、平成23年3月28日から、我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation (EU) No 297/2011（以下「EU規則」という。）に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところである。このため、本通知により、我が国からEUに輸出する観賞魚用飼料の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。

第2 EUの規則に基づく証明書発行の対象となるペットフード

我が国からEUに輸出する観賞魚用飼料（専ら観賞魚の餌とすることを目的としたものであって、我が国で産出されるものをいう）。

第3 証明書の発行要件

次の1を満たし、かつ2、3、4又は5のいずれかの要件を満たすペットフードについて、証明書を発行することとする。

- 1 「EU域内に輸出するペットフードの製造工場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局通知。以下「EU向け要領」という。）により、EU域内に輸出するペットフードの製造事業場の適合事業場登録簿に登録のある製造工場であること。
- 2 平成23年3月11日より前に、生産及び加工（我が国の生産物を使用しない場合にあっては、加工のみとする。以下同じ。）されたものであること。
- 3 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県（以下「EU規則で定められた制限地域」という。）以外の道府県において生産、加工及び積み出しされるものであること。
- 4 EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産及び加工され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、当該制限地域の積み出し地経由で輸出されるものであること。

- 5 放射性ヨウ素 (^{131}I) 及び放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、それぞれEU規則で定められた基準未満であって、測定用サンプルの採取後は放射性物質に暴露されないよう管理されたものであること。なお、サンプリング方法及び検査機関は別途定めることとする。

第4 証明書の申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、次の(1)から(7)までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課宛に提出するものとする。
- (1) 証明書発行申請書(別記様式1)
 - (2) 「EU向け要領」別記様式第2号による「EU域内に輸出するペットフードの製造事業場の適合事業場登録簿への登録について」の写し
 - (3) パッキングリスト、船荷証券(BL)等、輸出する製品の特定が可能で、証明書の記載事項について確認できる書類
 - (4) 第3の2に該当する場合は、製造年月日を証明することができる書類
 - (5) 第3の3に該当する場合は、製造地及び使用した主原料がEU規則で定められた制限地域以外のものであることを確認できる書類
 - (6) 第3の4に該当する場合は、(5)に加え、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されないことを確認できる書類
 - (7) 第3の5に該当する場合は、検査機関からの検査結果、その他別途定める保管記録等
- 2 畜水産安全管理課は、第4の1の(1)から(3)まで、及び必要な場合は、(4)から(7)までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

第5 申請先

消費・安全局畜水産安全管理課 愛がん動物用飼料対策班
(Tel 03-6744-1708)

(別記様式1)

EU 向け観賞魚用飼料の輸出に関する証明申請書

年 月 日

消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、本通知別記様式2に基づく証明書について、下記の事項の裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。なお、提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことについて了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づいて、貴課及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

記

- 平成23年3月11日より前に、生産及び加工（我が国の生産物を使用しない場合にあつては、加工のみとする。以下同じ。）されたものであること。
- EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産、加工及び積み出しされるものであること。
- EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産及び加工され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、当該制限地域の積み出し地経由で輸出されるものであること。
- 放射性ヨウ素（ ^{131}I ）及び放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、それぞれEU規則で定められた基準未満のものであること。

(当てはまる項目1つに印をしてください。)

Declaration for the import into the European Union of

.....*

Batch identification Code..... Declaration Number.....

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No 297/2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

.....
.....(competent authority referred to in Article 2(4))

DECLARES that the.....
.....(products referred to in Article 1)

of this consignment composed of:.....

.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at(embarkation place)

on(date of embarkation)

by(identification of transporter)

going to.....(place and country of destination)

which comes from the establishment.....

.....

.....(name and address of establishment)

- has been harvested and/or processed before 11 March 2011.
- is originating in and consigned from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Shizuoka
- is consigned from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Shizuoka, but not originating in one of these prefectures and has not been exposed to radioactivity during transiting, or
- is originating in the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Shizuoka and has been sampled on(date), subjected to laboratory analysis on.....
(date) in the.....
(name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the maximum levels referred to in Article 2 (3). The analytical report is attached.

Done at..... on.....

Stamp and signature of
authorised representative of competent authority referred to in Article 2(4)

*Product and country of origin.

Part to be completed by the competent authority at the BIP or DPE

- The consignment has been accepted to be presented for release for free circulation by the custom authorities in the European Union
- The consignment has NOT been accepted to be presented for release for free circulation by the custom authorities in the European Union

.....
(Competent authority, Member State)

.....
Date

Stamp

Signature